

第3章 風致保全方針

地区名	むつな 六名風致地区	面積	約 23.5ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 16 年 9 月 27 日 (最終) 昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	土地利用系：住宅地・田園型（特色のある田園景観を有する地域）				
指定理由	風致地区の指定により、河川の堤外地を中心とした自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市の中心部に位置し、愛知環状鉄道に隣接し、地区内には明神橋公園が供用されており市民の憩いの場として親しまれている。 ・明神橋公園と河川の堤下に広がる畑を中心とした地区である。 ・公園部分が市街化区域、その他の大部分が市街化調整区域であり、河川区域及び河川保全区域でもある。 ・河川の堤外地部分は、都市計画緑地（六名緑地）として決定されている				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・地区北部の乙川の堤付近は、水鳥などが見られる水辺のビオトープ空間となっている。 (自然的景観) ・河川の堤下に広がる畑は特色のある田園景観を形成している。 ・地区北部の乙川の堤には桜が植栽され、桜並木として良好な景観を形成している。				
種 別	第 3 種：全域				
保全目標	河川の堤外地を中心とした自然的景観の維持を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・河川の堤外地を中心とした自然的景観の維持を図る。 ・動植物の生息・生育地としての自然的環境の保全を図るため、乙川の堤付近の水辺植生の保全を図る。 (育成方針) ・六名緑地の整備にあたっては、自然的景観に配慮した植栽や施設整備を行い、風致の育成を図る。 ・河川や水辺の自然的環境に配慮し、自然の多様性を生かした護岸の形成や水辺植生の保全・育成による多自然型川づくりを目指す。				

地 区 名	たつき 亀城風致地区	面積	約 27.2ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 16 年 9 月 27 日 (最終) 昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的文化財型 (歴史的に意義のある史跡を中心とした自然的景観の良好な地域／公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域)				
指定理由	風致地区の指定により、岡崎城を中心とした良好な歴史的・自然的景観を維持する。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎城を核とする岡崎公園と殿橋下流の乙川河川緑地を中心とした地区である。 ・徳川家康公生誕の地である岡崎城は、岡崎市の歴史的シンボルとなっている。 ・岡崎公園は桜の名所として知られている。 (地区の歴史) ・岡崎城は三河の守護代西郷稠頼が康正元年(1455)に築城。 ・その後松平氏の居城となり、天文 11 年(1542)に松平竹千代(後の徳川家康)が城内で生まれた。 ・明治 6 年～7 年にかけて取り壊しとなったが、昭和 34 年に三層五階の天守閣と井戸櫓、附櫓が 86 年ぶりに復元された。				
主 　　な 風致要素	(自然的環境) ・岡崎公園内には大木を含む樹林地があり、良好な自然的環境を形成している。 (自然的景観) ・岡崎公園内の樹林は、岡崎市の中心市街地におけるまとまった緑として、良好な自然的景観を形成している。 ・地区の南側からは、乙川の流れと堤防沿いの桜並木、更に岡崎公園の樹林が一体となった良好な自然的景観を望むことができる。 (その他) ・岡崎城を核とした良好な歴史的景観を形成している。				
種 　　別	第 3 種：全域				
保全目標	岡崎城を中心とした良好な歴史的・自然的景観を有する地区として、地区全体の景観の維持を図る。				
風致保全 方 　　針	(保全文針) ・岡崎城を核とした良好な歴史的景観の維持を図るために、岡崎公園内の樹林地の保全を図る。 ・乙川河川緑地を中心とした自然的景観の維持を図るために、堤防沿いの桜並木の保全を図る。 (育成方針) ・岡崎公園の整備にあたっては、歴史的、自然的景観に配慮した植栽や施設整備を行い、また、公園内の樹林の管理については剪定や補植等適切に行い、風致の育成を図る。				

地 区 名	こうざん 甲山風致地区	面積	約 15.9ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 16 年 9 月 27 日 (最終) 昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的・文化財型 (公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域) 土地利用系：住宅地・田園型 (文教施設等の公共施設を中心とした自然的景観の良好な地域)				
指定理由	風致地区の指定により、甲山を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市中心部に位置し、岡崎城の鬼門の守護として設けられた甲山寺のある甲山を中心とした地区である。 ・甲山は中心市街地から眺望できる良好な樹林地で、一部は甲山公園となっており、地域住民の憩いの場としても利用されている。 ・地区東側は、愛知教育大学付属岡崎小学校、市民会館、市水道局六供浄水場等の公共施設を中心とした地区となっている。				
主 　　な 風致要素	(自然的環境) ・甲山公園とその周囲に比較的まとまった竹林及びアラカシ、ツブラジイ、クリ群落等の自然林があり、良好な自然的環境が残っている。また、市街地における鳥や昆虫類の貴重な生息地ともなっている (自然的景観) ・甲山公園とその周囲の自然林が中心市街地から眺望でき、良好な自然的景観を形成している。 ・浄水場や学校等の公共施設内の樹林が、良好な景観を形成している。				
種 　　別	第 3 種：全域				
保全目標	中心市街地から望める甲山を中心とした良好な自然的景観の維持を図るとともに、緑と調和した市街地の育成を図る。				
風致保全 方 　　針	(保全方針) ・中心市街地から眺望できる、甲山公園とその周囲の樹林の保全を図る。 ・甲山寺の境内林や浄水場、学校等の公共施設内の樹林の保全を図る。 (育成方針) ・公共施設内の樹林については剪定や補植など適切な管理を行い、良好な自然的景観の育成を図る。 ・境内林を中心とした良好な樹林地の維持のために、間伐や下草刈りなど適切な管理を地域住民の協力のもとに行う。 ・住宅地については、緑地協定の活用により民有地緑化を進め、市と住民との協力のもと、樹木の適切な管理により緑と調和した住宅地の形成・育成を図る。 ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業（生垣設置費助成等）を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。				

地 区 名	だいじゅうじ 大樹寺風致地区	面積	約 12.5ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 16 年 9 月 27 日 (最終) 昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的文化財型 (歴史的、郷土的に意義のある神社仏閣を中心とした自然的景観の良好な地域)				
指定理由	風致地区の指定により、大樹寺を核とした歴史的景観を維持する。				
地区特性	(地区の現況) ・松平家（徳川家の祖）の菩提寺である大樹寺を中心とした地区である。 ・大樹寺は多宝塔をはじめ文化財指定の建物が多く、歴史的価値が高く、岡崎市の観光資源となっている。 ・地区内には神社仏閣の境内林が点在し、地区の北端には井口砦跡（現在の稲荷神社あたり）がある。 ・南側の大樹寺小学校などには大樹寺に調和する意匠に配慮した建築等がある。 (地区の歴史) ・大樹寺は天文 4 年（1535）松平清康が七堂伽藍、多宝塔を造営、三代将軍家光が大方丈、三門、総門、鐘楼を建立した。 ・家康 19 才の時、桶狭間合戦により、今川義元が倒れたので身の危険を感じ、大樹寺へ逃れ、松平家再興、三河統一の足がかりとした。このことから、江戸 300 年徳川氏に最も崇敬された寺である。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・大樹寺及び稲荷神社の境内には、大木を含む樹林が残っており、市街地における貴重な鳥や昆虫類の生息地として、良好な鎮守の森を形成している。 (自然的景観) ・大樹寺西側の樹林地は市街地から眺望でき、良好な景観を形成している。 ・大樹寺及び稲荷神社の境内の竹林や松などの自然林は社寺林として管理され、歴史的建築物と一体となって良好な景観を形成している。 (その他) ・大樹寺の多宝塔をはじめとする建物は、文化財指定も多く、歴史的価値が高い。				
種 別	第 3 種：全域				
保全目標	大樹寺を核とした歴史的景観を維持する。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・大樹寺及び稲荷神社の境内に残る社寺林の保全を図る。 ・大樹寺等の樹林地については、維持保存に関する協定（ふるさとの森指定保存協定）を結び、日常の維持管理に対する報奨金を交付するなど、市独自の緑化事業の活用により保全を図る。 (育成方針) ・小学校等の公共施設内の樹林については、剪定や補植等適切な管理を行い、風致の育成を図る。 ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業（生垣設置費助成等）を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。				

地区名	天神山 ^{てんじんやま} 風致地区	面積	約 46.4ha	指定年月日	昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型（まとまりのある緑地）				
指定理由	風致地区の指定により、岩津天満宮及びその後背地である山林を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	（地区の現況） ・地区全域が都市計画緑地（天神山緑地）に決定されている。 ・東名高速道路により東西に２つの地区に分断されており、西側地区は市街化区域で宅地化が進んでいる。 ・西側地区には岩津城跡が、東側地区には岩津天満宮がある。 （地区の歴史） ・岩津天神山に岩津天満宮の社殿が建立されたのは、宝暦 9 年（1759）相州鎌倉荏柄山天満宮から文道の祖、道真公の神像を迎え、祀ったことに始まる。 ・岩津城の築城については、松平二代泰親が応永 28 年（1421）に加茂郡松平郷から岩津に進出を果たしたことに始まるといわれており、松平氏は岩津を本拠として、次第に勢力を西三河平野部に広げていった。				
主 　　な 風致要素	（自然的環境） ・岩津天満宮の後背地である山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまりのある樹林地となっており、動植物の生息・生育地として良好な自然的環境を有している。 （自然的景観） ・岩津天満宮とその後背地の山林が相まって、良好な歴史的、自然的景観を形成している。				
種 　　別	第 2 種：東名高速道路より東側の地区 第 3 種：東名高速道路より西側の地区				
保全目標	岩津天満宮及びその後背地である山林を中心とした良好な自然的景観を有する地区として、地区全体の景観の維持を図る。				
風致保全 方 　　針	（保全方針） ・岩津天満宮の後背地であるまとまりのある山林の保全を図る。 ・市街地から望める樹林地の保全を図る。 （育成方針） ・天神山緑地の整備にあたっては、東側の地区においては樹林地の保全を主体とし、貴重な自然とふれあえる場としての整備を図り、西側の宅地化が進んだ地区においては自然的景観に配慮した植栽や施設整備を行う。 ・良好な自然的景観を維持するために、山林の間伐や下草刈りなど適切な維持管理を地域住民の協力のもとに行う。				

地区名	むらづみやま 村積山風致地区	面積	約 105.3ha	指 定 年月日	昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型 (都市の背景となる山林、斜面林／まとまりのある緑地)				
指定理由	風致地区の指定により、村積山を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市の北部に位置する村積山を中心とした地区で、村積山は古来から三河富士、花園山とも呼ばれる山で、頂上には物部真福建立といわれる村積神社がある。 ・地区の西端には、新香山中学校、花園体育館がある。 ・地区の西側に隣接して住宅団地（北斗台）が立地し、村積山の樹林が市街地の背景となっている。 ・奥山田池周辺は良好な自然的景観を有しており、村積山自然公園として供用され、市民の散策の場としても利用されている。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・地区全体の山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまりのある樹林地となっており、動植物の生息・生育地として良好な自然的環境を有している。 (自然的景観) ・標高 262m の村積山の頂上からは、岡崎平野の広がりが見え、遠く御岳山の姿も眺めることもできる。また、周囲の自然を堪能できる散策路が整備され、良好な自然的景観を楽しむことができる。 ・村積山は、古来から三河富士、花園山とも呼ばれる形のよい山で、市街地の背景となっている。				
種 別	第 2 種：全域				
保全目標	市街地から望める村積山を中心とした良好な自然的景観を有する地区として、地区全体の景観の維持を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・市街地の背景となる樹林地の保全を図る。 ・市街地から望めるスカイラインを保全するために、稜線部の樹林の保全を図る。 ・中学校等の公共施設内の樹林や神社の境内林等の保全を図る。 ・神社などの名木については、維持保存に関する協定（ふるさとの名木指定保存協定）を結び、日常の維持管理が行われているものに対し、報奨金を交付するなど市独自の緑化事業の活用により保全を図る。 (育成方針) ・村積山自然公園については、散策路等の設置を最小限に留めるなど、周辺環境や景観に考慮した自然とふれあえる場として、また、心身の健康増進に資する緑豊かで質の高い余暇空間の場として整備を図る。 ・公共施設内の樹林地については剪定や補植等適切な管理を行い、良好な自然的景観の育成を図る。 ・良好な自然的景観を維持するために、樹林地の間伐や下草刈りなど適切な管理を地域住民の協力のもとに行う。				

地区名	ひかげ 日影風致地区	面積	約 61ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 45 年 6 月 15 日 (最終) 平成 29 年 7 月 20 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型 (良好な水辺景観を形成している樹林地と水面／まとまりのある緑地)				
指定理由	風致地区の指定により、二畳ヶ滝を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・豊田市に隣接する岡崎市の北部に位置し、巴川支流の郡界川から西側の山林を中心とした自然あふれる地区。 ・郡界川には二畳ヶ滝があり、高さ 30 m 幅 7 m にわたり、激流が畳状の岩盤を二条に別れて流れ落ちることからこの名がある。 ・郡界川には岡崎の街に初めて電気の灯をともした岩津水力発電所があり、現在も運転を続けている。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・地区全体の山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまりのある自然林で、動植物の生息・生育地として良好な自然的環境を有している。 (自然的景観) ・二畳ヶ滝とその周辺が優れた景勝地となっている。				
種 別	第 2 種：全域				
保全目標	二畳ヶ滝を中心とした良好な自然的景観を有する地区として、地区全体の景観の維持を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・二畳ヶ滝とその周辺の景勝地の保全を図る。 ・郡界川の対岸から望めるまとまりのある山林の保全を図る。 (育成方針) ・良好な自然的景観を維持するために、山林の間伐や下草刈りなど適切な維持管理を地域住民の協力のもとに行う。 ・市広報の活用など各種広報活動により、二畳ヶ滝とその周辺における自然的環境の保全について、市民意識の高揚を図る。				

地区名	りゅうほく 龍北風致地区	面積	約 70.0ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 45 年 6 月 15 日 (最終) 平成 6 年 2 月 16 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的・文化財型 (公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域) 土地利用系：住宅地・田園型 (良好な自然的景観を形成している住宅地)				
指定理由	風致地区の指定により、総合運動場を中心とした良好な自然的景観の維持を図るとともに、緑豊かで良好な住宅地の形成を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市中心市街地の北東部に位置し、北側は都市計画公園(運動公園)として決定されており、大部分が岡崎総合運動場として供用されている。 ・南側区域は市街化区域で、真伝特定土地区画整理事業が進行中である。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・岡崎総合運動場を中心とした山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまりのある樹林地となっている。 (自然的景観) ・岡崎総合運動場を中心とした樹林地が、良好な自然的景観を形成している。 ・地区の山林は市街地を縁取る良好な景観を形成している。				
種 別	第 3 種：全域				
保全目標	岡崎総合運動場を中心とした良好な自然的景観の維持を図るとともに、市街地における緑豊かで良好な住宅地の形成を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・総合運動場内のまとまりのある樹林地の保全を図る。 (育成方針) ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業(生垣設置費助成等)を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。 ・総合運動場をはじめ公園の整備にあたっては、景観に配慮した植栽や施設整備を行い、風致の育成を図る。				

地区名	あしのべ 足延風致地区	面積	約 132ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 45 年 6 月 15 日 (最終) 平成 29 年 7 月 20 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的・文化財型 (公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域) 土地利用系：住宅地・田園型 (文教施設等の公共施設を中心とした自然的景観の良好な地域／樹木に富んだ良好な自然的景観を形成している住宅地)				
指定理由	風致地区の指定により、東公園を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市中心市街地の東部、東公園及び公園東側に隣接する丘陵地一帯を含む地区である。 ・東公園は都市計画公園(総合公園)として決定されており、その一部が供用され、多様なレクリエーションの場として市民に利用されている。 ・東公園内の樹林地は野鳥の森として市民に親しまれており、また、初夏は花菖蒲、秋は紅葉の名所として知られている。 ・地区内を東名高速道路が南北に通過しており、その西側は市街化区域で住宅地内に福祉の村等の公共施設が立地している。 ・東側は樹林地に農地が混在する丘陵地であり、一部宅地化が進んでいる。 ・地区の南東には岡崎市民病院があり、病院と地区外の岡崎中央総合公園へのアクセス道路が地区の中央を横断している。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・東公園及び公園東側に隣接する丘陵地一帯の樹林地は、クヌギ、コナラ等が分布し、良好な自然的環境を形成している。 ・東公園内には大きな三つのため池があり、水鳥等の生息地となっている。 (自然的景観) ・東公園内の池と周囲の樹林地が良好な自然的景観を形成している。				
種 別	第 3 種：全域				
保全目標	東公園を中心とした良好な自然的景観の維持を図るとともに、緑と調和した市街地の育成を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・東公園を中心とした樹林地の保全を図る。 (育成方針) ・東公園については、東名高速道路の西側の区域においては自然的景観に配慮した植栽や施設整備を行い、東側の区域においては、周辺環境や景観を考慮し、貴重な自然とふれあえる場としての整備を図る。 ・東公園の管理にあたっては、花菖蒲や紅葉の名所としてふさわしい良好な自然的環境を維持するために、植物の管理を適切に行う。 ・公共施設内の樹林については剪定や補植等適切な管理を行い、自然的景観の育成を図る。 ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業(生垣設置費助成等)を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。				

地区名	竜宮風致地区	面積	約 34.3ha	指 定 年月日	(当初)昭和 16 年 9 月 27 日 (最終)昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的・文化財型 （歴史的、郷土的に意義のある神社仏閣を中心とした自然的景観の良好な地域） 土地利用系：住宅地・田園型（良好な自然的景観を形成している住宅地）				
指定理由	風致地区の指定により、丸山神明宮や乙川の竜宮溪谷を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	（地区の現況） ・岡崎市の中心市街地の東側に位置する丸山神明宮と乙川の竜宮溪谷一帯の地区で、西側の一部が市街化区域になっている。 ・丸山神明宮内には横穴式石室を持つ神明宮古墳（県史跡指定）がある。 ・地区の中央を東名高速道路が横断している。				
主 な 風致要素	（自然的環境） ・丸山神明宮の神社林と竜宮溪谷の河畔林は連なっており、常緑樹と落葉樹が混在するまとまった樹林地となっている。 ・乙川上流の当地区は、ゲンジボタルの生息域で良好な清流域となっている。 （自然的景観） ・丸山神明宮の神社林を中心とした樹林地が良好な自然的景観を形成している。 ・竜宮溪谷は、川面と河畔林により良好な自然的景観を形成している。				
種 別	第 3 種：全域				
保全目標	丸山神明宮や乙川の竜宮溪谷を中心とした良好な自然的景観の維持を図るとともに、緑と調和した住宅地の育成を図る。				
風致保全 方 針	（保全方針） ・丸山神明宮の神社林の保全を図る。 ・乙川の竜宮溪谷を中心とした良好な水辺景観の維持を図るとともに、動植物の生息生育地としての自然的環境の保全を図るために、溪谷沿いの樹林の保全を図る。 （育成方針） ・良好な自然的景観を育成するために、樹林の間伐や下草刈りなど適切な管理を地域住民の協力のもとに行う。 ・住宅地については、緑地協定の活用により民有地緑化を進め、市と住民との協力のもと、樹木の適切な管理を行い緑と調和した住宅地の形成・育成を図る。 ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業（生垣設置費助成等）を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。				

地 区 名	ほぼ 保母風致地区	面積	約 69.5ha	指 定 年月日	昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型 (都市の背景となる山林、斜面林／まとまりのある緑地)				
指定理由	風致地区の指定により、姫ヶ城址を含む地域一帯の良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市南東部、乙川と東名高速道路に挟まれた山林を中心とした地区。 ・山頂には「史跡姫ヶ城址」があり、その碑がある。 ・歴史的意義のある緑として、地域住民に親しまれている。 (地区の歴史) ・姫ヶ城址は、一条天皇の代（987～1011）に大江定基が三河国司として任ぜられ、数年間在地した居城で、その後保母松平氏の居城となった。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・地区全体の山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまりのある自然林となっている。 ・動植物の生息・生育地として良好な自然的環境を有する地区となっている。 (自然的景観) ・地区の山林は都市の背景となり、良好な自然的景観を形成している。				
種 別	第 2 種：全域				
保全目標	都市の背景となる、姫ヶ城址を含む地域一帯の山林を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・都市の背景となる樹林地の保全を図る。 ・市街地から望めるスカイラインを保全するために、稜線部の樹林の保全を図る。 (育成方針) ・良好な自然的景観を維持するために、山林の間伐や下草刈りなど適切な管理を地域住民の協力のもとに行う。 ・散策路等の整備については最小限に留め、良好な自然的景観の維持に努める。				

地区名	ふじかわ 藤川風致地区	面積	約 78ha	指 定 年月日	(当初) 昭和 45 年 6 月 15 日 (最終) 平成 29 年 7 月 20 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型 (都市の背景となる山林、斜面林／まとまりのある緑地)				
指定理由	風致地区の指定により、旧東海道藤川宿等の市街地から望める良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・市の東部に位置し、松並木など当時の面影を残す旧東海道藤川宿の南側に隣接する山林を中心とした地区。 ・地区全域が都市計画緑地（藤川緑地）に指定されている。 ・地区の南には竜泉寺川が流れている。 ・市街化区域の隣接地であることから、身近な小動物や昆虫のふれあいの場としても親しまれている。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・地区全体の山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまった樹林地となっている。 ・動植物の生息・生育として良好な自然的環境を有する地区となっている。 (自然的景観) ・地区の山林は、旧東海道藤川宿等の市街地の背景となり、当時の面影を残す藤川宿の重要な景観的要素となっている。 ・地区の山林は、市街地の背景となり、良好な自然的景観を形成している。				
種 別	第 2 種：全域				
保全目標	旧東海道藤川宿等の市街地から望める山林を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・旧東海道藤川宿等の市街地から望める樹林地の保全を図る。 ・市街地から望めるスカイラインを保全するために、稜線部の樹林の保全を図る。 ・都市計画緑地（藤川緑地）に指定されていることから、開発等を極力抑制し、樹林地の保全に努める。 (育成方針) ・藤川緑地の整備にあたっては、周辺環境と景観に配慮し、市民が貴重な自然と触れ合える場とする。 ・良好な自然的景観を維持するために、山林の間伐や下草刈りなど適切な維持管理を地域住民の協力のもとに行う。				

地 区 名	たつみ 亀美風致地区	面積	約 61.3ha	指 定 年月日	昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：骨格緑地型 (都市の背景となる山林、斜面林／良好な水辺景観を形成している樹林地と水面)				
指定理由	風致地区の指定により、山林とため池を中心とした地区の良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・幸田町に隣接する岡崎市の南部に位置し、山林、ため池、田を主体とする地区。 ・中央にある境ヶ峯池や塘ヶ入池等のため池は、豊かな緑に囲まれている。				
主 な 風致要素	(自然的環境) ・地区全体の山林は、常緑樹と落葉樹が混在するまとまりのある良好な樹林地となっている。 ・動植物の生息・生育地として良好な自然的環境を有する地区となっている。 (自然的景観) ・境ヶ峯池や塘ヶ入池等のため池と周囲の樹林地が、良好な水辺景観を形成している。 ・地区の山林は市街地の背景となり、良好な景観を形成している。				
種 別	第 2 種：全域				
保全目標	市街地から望める山林の良好な自然的景観の維持及びため池と周囲の樹林地がつくる良好な水辺景観の維持を図る。				
風致保全 方 針	(保全方針) ・市街地の背景となる樹林地の保全を図る。 ・市街地から望めるスカイラインを保全するために、稜線部の樹林の保全を図る。 ・境ヶ峯池や塘ヶ入池等のため池の良好な水辺景観の維持を図るために、ため池と周囲の樹林地の保全を図る。 (育成方針) ・良好な自然的景観を維持するために、山林の間伐や下草刈りなど適切な維持管理を地域住民の協力のもとに行う。				

地区名	南部風致地区	面積	約 21.2ha	指 定 年月日	(当初)昭和 16 年 9 月 27 日 (変更)昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的・文化財型 （公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域） 土地利用系：住宅地・田園型 （樹木に富んだ良好な自然的景観を形成している住宅地）				
指定理由	風致地区の指定により、南公園を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	（地区の現況） ・岡崎市の南部、J R 岡崎駅に近く国道 248 号に隣接した位置にあり、南公園を中心に公園北側の丘陵地一帯の住宅地を含む地区である。 ・南公園は都市計画公園（総合公園）として決定されており、園内にはため池や樹林地が多く残されており、その間に観覧車など遊園地施設が配置され、多様なレクリエーションの場として市民に親しまれている。 ・公園北側は梅林で、梅の名所となっている。				
主 な 風致要素	（自然的環境） ・南公園内には大木を含む樹林地やため池があり、水鳥などの動植物の生息・生育地として、良好な自然的環境を残している。 （自然的景観） ・南公園内の樹林地は周辺市街地から望め、良好な自然的景観を形成している。 ・南公園内のため池と周囲の樹林地が良好な水辺景観を形成している。				
種 別	第 3 種：全域				
保全目標	南公園を中心とした良好な自然的景観の維持を図ると共に、緑と調和した住宅地の育成を図る。				
風致保全 方 針	（保全方針） ・市街地から望める、南公園内の樹林地の保全を図る。 ・動植物の生息・生育地としての自然的環境の保全を図るために、公園内のため池と周囲の樹林地の保全を図る。 （育成方針） ・南公園の整備にあたっては、自然的景観に配慮した植栽や施設整備を行い、また、公園内の樹林の管理については剪定や補植等適切に行い、風致の育成を図る。 ・北側の住宅地については、緑地協定の活用により民有地緑化を進め、市と住民との協力のもと、樹木の適切な管理により緑と調和した住宅地の形成・育成を図る。 ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業（生垣設置費助成等）を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。				

地 区 名	あずきざか 小豆坂風致地区	面積	約 10.0ha	指 定 年月日	(当初)昭和 16 年 9 月 27 日 (最終)昭和 45 年 6 月 15 日
風致類型	緑地保全系：公園・神社仏閣・歴史的・文化財型 (公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域)				
指定理由	風致地区の指定により、戸崎公園とため池を中心とした良好な自然的景観の維持を図る。				
地区特性	(地区の現況) ・岡崎市の南部、国道 248 号線と県道岡崎刈谷線に隣接し、市街地の中にある地区で、戸崎公園は、地域住民の憩いの場として利用されている。 ・南側は、雨池、中池、ガン池と 3 つのため池を中心とした地区で、第一種低層住居専用地域になっており、ため池の周辺には良好な住宅が点在している。				
主 　　な 風致要素	(自然的環境) ・地区の中心部にある、雨池、中池、ガン池は、周囲の樹林地と相まって、市街地における動植物の生息・生育地として良好な自然的環境を形成している。 (自然的景観) ・戸崎公園の樹林地は県道岡崎刈谷線から望め、市街地の緑の核として良好な自然的景観を形成している。 ・ため池と周囲の樹林地が、良好な自然的景観を形成している。				
種 　　別	第 3 種：全域				
保全目標	戸崎公園とため池を中心とした良好な自然的景観の維持を図るとともに、緑と調和した住宅地の育成を図る。				
風致保全 方 　　針	(保全方針) ・戸崎公園は、既存樹木等の適切な管理に努め、良好な樹林として保全を図る。 ・戸崎公園とため池及び周辺の樹林地は、地域の貴重な自然的景観資源として、また、市街地における、鳥や小動物等の貴重な生息域として維持・保全を図る。 (育成方針) ・戸崎公園やため池の整備にあたっては、自然的景観に配慮した植栽や施設整備を行い、既存樹木については、補植や剪定など適正な管理を行い、良好な自然的景観の育成を図る。 ・別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表緑地率の欄に掲げる割合及び他法令等で必要とされる割合以上の植栽を行う場合は、市独自施策である市街地緑化事業（生垣設置費助成等）を活用し、民有地の緑化を進め、風致の育成を図る。 ・戸崎公園における愛護会等を中心に、地域住民の緑に関する意識向上を図る。				

風致地区の類型

市内の風致地区は、市街地内の住宅地、神社仏閣と一体となった緑地、市街地の背景となる山林・斜面林など多様な地域に指定されているため、各風致地区を以下のような類型化をした上で、その地区の状況に即した保全方針を検討した。（愛知県の風致保全方針から引き継いだ。）

類 型		地 区 の 状 況
緑地保全系	骨格緑地型 (都市の背景・景勝地型)	○都市の背景となる山林・斜面林 ○まとまりのある緑地 ○良好な水辺景観を形成している樹林地と水面
	公園・神社仏閣 ・歴史的文化財型	○公園緑地を中心とした自然的景観の良好な地域 ○歴史的、郷土的に意義のある神社仏閣を中心とした自然的景観の良好な地域 ○歴史的に意義のある史跡を中心とした自然的景観の良好な地域
土地利用系	住宅地・田園型	○樹木に富んだ良好な自然的景観を形成している住宅地 ○文教施設等の公共施設を中心とした自然的景観の良好な地域 ○特色のある田園景観を有する地域

※市内に指定はないが、愛知県内には緑地保全系自然的環境保全型に指定されている風致地区（刈谷市^{すはら}洲原風致地区、豊橋市^{いしまきさん}石巻山風致地区、葦毛^{いもう}風致地区）が存在する。

類 型		地 区 の 状 況
緑地保全系	自然的環境保全型	○特徴的な地形、水辺地を含む自然的環境に富める地域 ○特徴的な植物群落を含む自然的環境に富める地域